

eDiscovery(電子情報開示)手続きを考慮した自動運転車のクロスボーダー・リスクの可視化システム要件

2017年12月 2日



北村 浩

Hiroshi Kitamura



eDiscovery(電子情報開示)手続きを考慮した自動運転車のクロスボーダー・リスクの可視化システム要件

1. 問題提起 ITS製品・サービス グローバル市場

- 1. 技術と市場 共同開発、米欧向け調達・販売
- 2. 法規制の標準 市場のある国・地域のルール依存



2. ITSを取り巻く規制 域外適用

- 1. 米国 訴訟社会(P/L訴訟 - 行政、集団訴訟 - 司法)
- 2. 法規制の標準 ディスカバリー(Discovery)制度



eDiscovery(電子情報開示) : 電子情報の開示要求に関する手続き
連邦民事訴訟規則(FRCP: Federal Rules for Civil Procedures)



自律走行の情報ガバナンス【要件】提言

- a. ライフサイクル管理 b. Litigation Hold(訴訟ホールド) c. Chain of Custody(証拠保管の連続性)

リーガルテクノロジーと情報ガバナンス

自動運転車 (Autonomous and connected car)

- 交通や環境に関する問題の解決
- クルマやドライバーの関連情報の利活用



ITS (Intelligent Transport Systems) に係るマルチステークホルダー

- ドライバー (要同乗義務)
- 周辺 (同乗者、対向車等ドライバー、二輪車ドライバー、歩行者)
- ITSプロバイダー (組立メーカー、自動化制御アプリケーション開発ベンダー)、通信プロバイダー
- 損害保険会社、保守会社
- 訴訟代理人 (弁護士)、公的機関 (交通関連行政機関、裁判所)

クロスボーダーリスク



eDiscovery (電子情報開示)

対象: 米欧で事業展開する企業

- 米欧の民事訴訟や行政調査 審理前の当事者に向けた証拠・情報開示のための電子データ要求の規則・手続き。相手側の情報の開示要求可

証拠 = Σ (自社の電子情報 + 相手・当局からの要求情報)

- 当事者は、裁判所や行政機関、または、訴訟相手の開示要求に応える、または開示不可時に理由を説明する義務を負う。

- 紙媒体の情報の多かった時代は、手作業の時間が生じることから、負担をかける訴訟戦略の弊害が指摘された。

Σ (コンテンツ + メタデータ = アカウント情報、タイムスタンプ、履歴 等)

- 米国では、2006年12月にFRCP(連邦民事訴訟規則)で厳密な運用が明文化され、不遵守時には制裁及び訴訟の不利益を被る懸念あり。

[参考] 連邦民事訴訟規則 (FRCP: Federal Rules for Civil Procedures)

2006年12月の主な改正条項

第16条 当事者及び裁判所が問題に迅速に対処できるプロセスを確立する。

第26条 当事者は電子証拠開示の問題を話し合わなければならない。
秘匿特権の対象事項についても証拠開示を受けることができる。

第33条 質問状への回答としてESI(電子保存情報)を調査しなければならない。

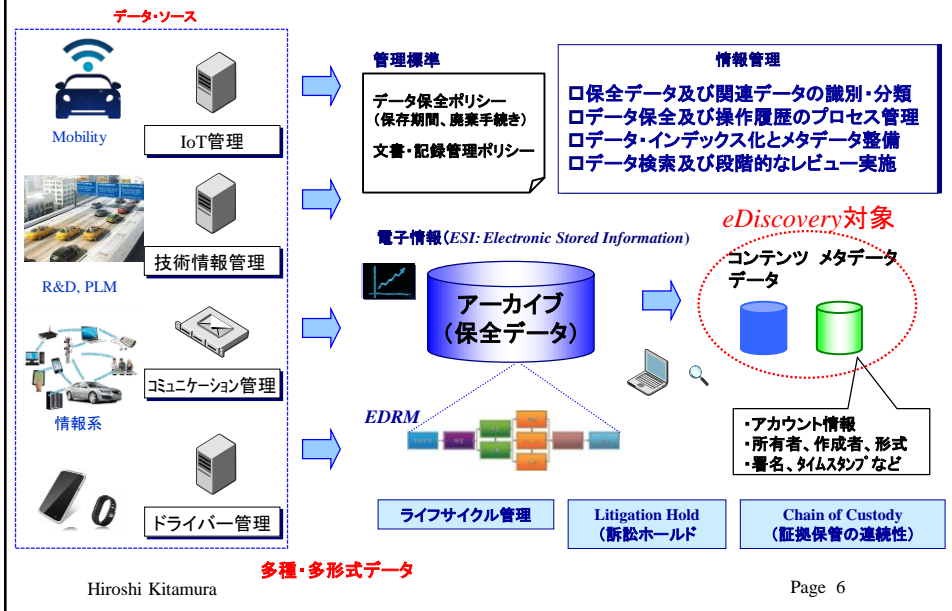
第34条 証拠開示の対象となり得る情報としてESI(電子保存情報)を追加し、その提出の形式に選択肢を与える。情報の直接の取得、または「合理的に使用可能」な形式に翻訳した後に取得できる媒体(文書、表、図面、写真、映像、音声等)の提出要請ができる。

第37条 ESIが消失した場合に備えて「セーフ・ハーバー」(Safe Harbor)を設ける。社内管理ポリシーに準拠した誠実な行動をとった時は詳細な記録書類の提出を適用条件として違反に問われない。

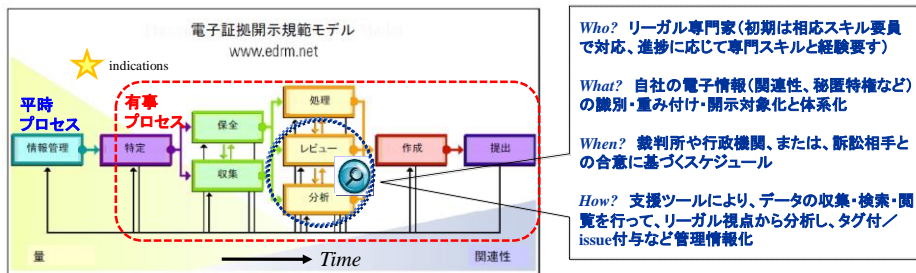
第45条 第三者による提出条件の概説を行う。



eDiscovery の概観【電子データの視点】



[参考] EDRM (eDiscovery Reference Model)



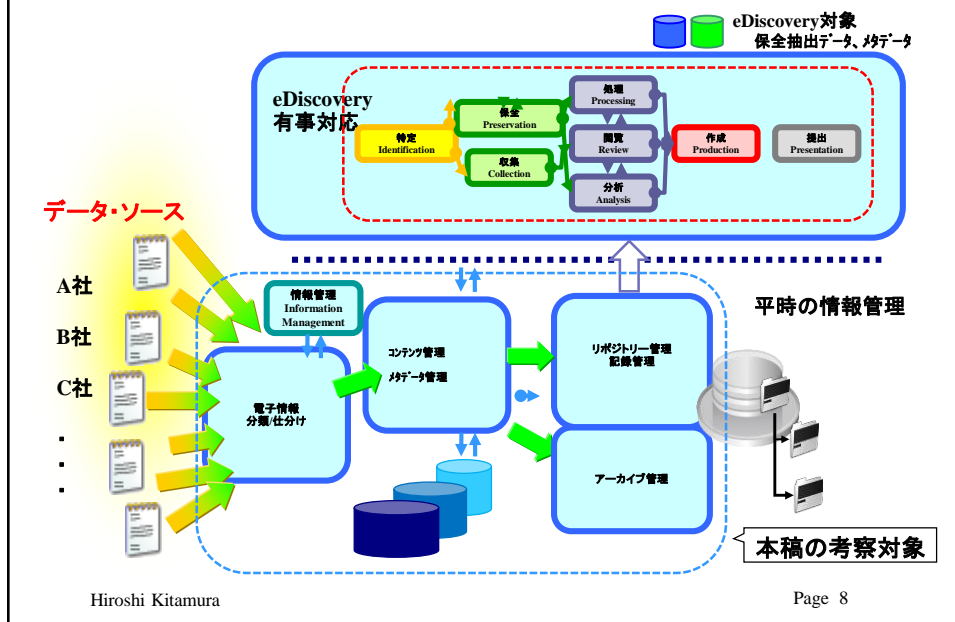
作業標準工程



電子情報開示の標準的な手続きを示すガイドライン

- ・ 9プロセス Σ (ITプロセスとリーガル・プロセス)
- ・ 訴訟ホールド 証拠保全、周知(全社、関係部門、カストディアン)
保全対象及び関連する文書ソースの特定・集計
- ・ 保全対象 IoT構成要素にあるデータ、クラウド上の現データ&アーカイブデータ
- ・ 開発部門、法務部門、弁護士等による有事対策チーム形成

情報ガバナンスの概観イメージ



ESI (*Electronic Stored Information*)

行政・司法当局が要求する形式にもとづく電子保存情報

- 開示要求の形式
 - 要求者は、資料提出を要求する際、ESIがどのような形式で提出されるべきかを指定することが可能
 - 被要求者は、提出するESIの形式が指定されていない場合は、その形式を明らかにする必要がある
- 「合理的に使用可能」な形式
 - 両当事者の合意がない限り、または、裁判所の命令がない限り、被要求者は「合理的に使用可能な」形式または通常保存されている形式でESIを提出することが可能
 - ある特定の形式が「合理的に使用可能」であるか否かであるかについては、裁判所の解釈に拠る
- ESIの動態性
 - **メタデータ**
 - Discovery手続きの紙媒体の情報にはなかった特性
 - 収集困難であった証拠文書の成立に関する情報を入手可能にした
 - 修正編集が繰り返される可能性があり、適切な保存の手続きを定めなければ、削除されることあり

